

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業 事業契約の内容について

横浜市は、「横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業」の事業契約を締結したので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律 第 117 号）第 10 条の 2 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり事業契約の内容を公表する。

平成 24 年 7 月 30 日

横浜市長 林 文子

記

1 公共施設等の名称及び立地

横浜市南部汚泥資源化センター 下水汚泥燃料化施設
横浜市金沢区幸浦一丁目 9 番地 横浜市南部汚泥資源化センター内

2 選定事業者の商号又は名称

横浜市中区尾上町四丁目 47 番地
株式会社バイオコール横浜南部
代表取締役社長 内野 裕次郎

3 契約期間

平成 24 年 7 月 30 日から平成 48 年 3 月 31 日

4 契約金額

14,915,464,216 円（税込）

5 公共施設等の整備等の内容

(1) 処理方式

低温炭化燃料化方式

(2) 施設面積

2,180m²

(3) 計画処理量

46,500t-wet/年（150t/日×310日/年）

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する事業契約内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

(市による任意解除等)

第90条 市は、事業者に対して、180日以上前に通知を行うことにより、この契約を解除により終了させることができる。

- 2 市は、この契約に関して落札者の構成員に基本協定書第8条第1項各号のいずれかに掲げる事由が生じたときには、この契約を解除することができる。
- 3 市は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、事業者が損害を被ったときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 市は、第2項の規定によりこの契約を解除したときは、事業者が被った損害を賠償することを要しない。

(事業者の債務不履行等による解除)

第91条 市は、契約期間中、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対して書面により通知したうえで、この契約を解除することができる。

- (1) 事業者が、本業務の実施を放棄し、かつ、3日以上にわたりその状態が継続したとき。
 - (2) 事業者が破産、会社更生、民事再生、特別清算又はその他の倒産手続について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者(事業者の取締役を含む。)によってその申立てがなされたとき。
 - (3) 事業者が業務報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、事業者がこの契約の債務を履行せず、市が相当期間の催告をしても事業者が催告に係る債務の履行をしないとき。
 - (5) 第1号から第4号までに掲げるもののほか、事業者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと市が認めたとき。
 - (6) 事業者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は、その構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制下にある者となったとき。
 - (7) モニタリング計画により市がこの契約を解除できるとき。
- 2 市は、本施設の引渡し前において、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対して書面により通知したうえで、この契約を解除することができる。
- (1) 事業者が、本施設の設計又は本件工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は本件工事に着手せず、市が、事業者に対し、相当の期間を定めて催告しても、当該遅延が事業者の責めに帰すことができない事由により生じたことの合理的な説明がないとき。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、引渡予定日に本施設の引渡しが行われないうとき、又は引渡予定日における引渡しの見込みが明らかでないときと市が認めたとき。

(市の債務不履行等による解除)

第92条 事業者は、市がこの契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者による通知の後60日以内

に当該違反を是正しないとき、又は市の責めに帰すべき事由により事業者がこの契約を履行できずこの契約の目的を達することができないとき、この契約を解除により終了させることができる。

(法令変更による契約の終了)

第101条 市は、この契約の締結後における法令変更により本事業の継続が困難又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断したときは、事業者と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。

(不可抗力への対応)

第104条 事業者は、不可抗力によりこの契約の一部若しくは全部が履行不能となったとき、又は本施設に重大な損害が発生したときは、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、要求水準書及び管理運営業務計画書に従い適切な範囲内で対応を行うものとする。

(不可抗力による契約の終了)

第105条 第103条第1項の規定にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に市及び事業者が合意に至らないときは、市は、同条第2項の規定にかかわらず、事業者に書面により通知することにより、この契約の全部又は一部を解除により終了することができるものとする。

7 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する事業契約内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

(契約期間)

第86条 この契約は、締結の日から効力を生じ、平成48年3月31日をもって終了する。

2 事業者は、この契約の終了をもってこの契約に基づく業務の履行を終了する。

(契約終了前の協議等)

第87条 事業者は、契約期間の満了日の1年前に、本施設の状況等について要求水準書の規定に従った内容を報告し、市の確認を受けるものとする。

2 事業者は、契約期間満了時の本施設の移管の詳細条件及び契約期間満了後の燃料化物の有効利用方法について、契約期間満了時の5年前に、市との協議を開始しなければならない。

(契約終了時の本施設の移管)

第88条 事業者は、要求水準書に定める契約終了時の業務を全て履行し、前条第2項の協議により定められた詳細条件を満たしたうえで、事業者の契約の期間満了日に本施設の管理を市に移管しなければならない。

(契約の終了の効果)

第89条 事業者は、この契約が終了した場合において、本敷地若しくは本施設内に事業者が所有し、

又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件（本事業を構成する各業務の委託を受けた者又は業務を請け負った者が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、当該物件等を直ちに撤去し、市の確認を受けなければならない。

- 2 事業者は、契約期間満了以外の事由によりこの契約が終了した場合には、前項の業務を全て終了した日から10日以内に最後の業務報告書を市に提出し、市の確認を受けるものとする。
- 3 契約終了時に本施設が業務要求水準を満たしていないと認められるときは、事業者は、自らの責任及び費用において、本施設を業務要求水準を満たす状態に補修し、市の確認を受けなければならない。
- 4 この契約の終了後1年以内に本施設について、大規模修繕又は不測の更新、修繕等（不可効力及び市の故意又は過失によるものを除く。）が必要となったときは、市は、事業者に対し、かかる大規模修繕等を実施すること又はかかる大規模修繕等に要した費用を負担することのいずれかを請求できるものとする。
- 5 前項に基づく市の事業者に対する請求を担保するため、事業者はこの契約終了後1年間は解散してはならない。但し、前項による市の請求に基づく事業者の債務を市の認める者が引き受けたときは、この限りではない。

（引渡前の解除の効力）

第93条 市は、本施設の引渡し前に第90条第1項、第92条、第101条又は第105条の規定によりこの契約が解除されたときは、自己の責任及び費用により本施設の出来高部分（設計図書及び解体業務の出来高部分を含む。以下同じ。）を検査のうえ、当該検査に合格した部分（以下「合格部分」という。）を事業者より買い受け、その引渡しを受けるものとする。この場合において、市は、必要があると認めるときは、その理由をあらかじめ事業者に通知のうえ、出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 本施設の引渡し前に第90条第2項、第91条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、市が本敷地の解体業務終了時への原状回復が社会通念上合理的であると判断した場合を除き、事業者は事業者の責任及び費用において当該出来高部分の検査を受けるものとし、市は合格部分を事業者より買い受け、その引渡しを受けるものとする。市が本敷地の解体業務終了時への原状回復が社会通念上合理的であると判断した場合は、事業者はその費用において速やかに本敷地を原状に回復して市に明け渡すものとし、設計図書及び解体業務の合格部分のみ市が買い受けるものとする。
- 3 第91条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、市が前項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、市は、合格部分に相当する対価支払債務と事業者の第96条第2項の規定による違約金支払債務とを対当額で相殺することができる。
- 4 第90条第2項の規定に基づきこの契約が解除された場合において、市が第2項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、市は、合格部分に相当する対価を支払うものとする。
- 5 第90条第1項又は第92条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、市が第1項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、市は、合格部分に相当する対価及び第90条第3項又は第96条第5項の規定による賠償額の総額を、事業者の請求により支払う。
- 6 第101条又は第105条の規定によりこの契約が解除された場合において、市が第1項の規定に

より合格部分の引渡しを受けたときは、市は、合格部分に相当する対価及び事業者がこの契約による履行を終了させるために要する費用を、事業者の請求により支払う。

(引渡後の解除の効力)

第95条 本施設の引渡し後にこの契約の規定によりこの契約が解除されたときは、この契約は将来に向かって終了するものとし、市は、本施設の所有権を保持するものとする。市は、サービス購入料Aで未払いのものがあるときは、解除前の支払スケジュールに従ってこれを支払う。

2 市は、この契約が解除された日から10日以内に本施設の現況を検査するものとし、当該検査により、本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められるときは、事業者に対してその修繕を求めることができる。この場合において、事業者は、必要な修繕を実施した後、速やかにその旨を市に通知しなければならないこととし、市は、当該通知の受領後10日以内に当該修繕の完了の検査を行わなければならない。

3 事業者は、前項の手続の終了後速やかに管理運営業務を市又は市が指定する者に引き継ぐものとする。

4 市は、第90条第2項又は第91条第1項の規定によりこの契約が施設の引渡し後に解除された場合において、前項の規定により市又は市の指定する者が管理運営業務の引継ぎを受けたときは、サービス購入料Bの未払いの部分があるときは、事業者に対しこれを支払う。

5 市は、第90条第1項又は第92条の規定によりこの契約が施設の引渡し後に解除された場合において、第3項の規定により市又は市の指定する者が管理運営業務の引継ぎを受けたときは、サービス購入料Bの未払いの部分があるときは、事業者に対しこれを支払うとともに、第90条第3項又は第96条第5項の規定により損害額の総額を事業者に対し支払うものとする。

6 市は、第101条又は第105条の規定によりこの契約が解除された場合において、第3項の規定により市又は市の指定する者が管理運営業務の引継ぎを受けたときは、サービス購入料Bの未払いの部分があるときは、これを事業者に対し支払うとともに、事業者が管理運営業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとする。

(違約金等)

第96条 第90条第2項の規定に該当するときは、この契約が解除されるか否かにかかわらず、市は、基本協定書第11条に従い、入札金額の100分の10に相当する金額の賠償金の支払を落札者の構成員に請求するものとし、この契約が解除される場合であっても、第93条又は第95条に基づく既履行部分の清算を除き、市及び事業者は、契約解除に関し損害賠償等の請求を相互に行わないものとする。

2 事業者は、第91条各項の規定によりこの契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を違約金として市が指定する期限までに支払わなければならない。

- | | | |
|-----|------------------|---|
| (1) | 本施設の引渡し前に解除された場合 | 初期投資額の10分の1に相当する額 |
| (2) | 本施設の引渡し後に解除された場合 | 当該解除された日が属する事業年度に支払われるべきサービス購入料B（第72条の規定により算定された当該解除された日が属する事 |

業年度に支払われるべき金額とする。なお処理量により変動するものは計画年間処理量により算出する。)の総額の100分の10に相当する額

- 3 前項第1号に掲げる場合において、市は、受領した履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当することができる。充当後、なお不足があるときは、事業者は速やかに不足する金額を市に支払わなければならない。
- 4 事業者は、第2項の場合において解除により市が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を市の請求に基づき、支払わなければならない。
- 5 事業者は、第92条の規定によりこの契約が解除されたときは、市に対して、当該解除により被った損害の賠償を請求することができる。

(保全義務)

第97条 事業者は、契約解除の通知の日から第93条第1項若しくは第2項の規定による合格部分の引渡し又は第95条第3項の規定による管理運営業務の引継ぎの完了の時まで、本施設の出来高部分又は本施設について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

- 2 前項の維持保全の費用については、契約解除が第90条第1項又は第92条によるときは市が、契約解除が第101条によるときは解除の原因に応じ別紙10に準じて市又は事業者が、契約解除が第105条によるときは別紙3に準じて市及び事業者が、契約解除が第90条第2項若しくは第91条第1項又は第2項によるときは事業者が、それぞれ負担するものとする。

(関係書類の引渡し等)

第98条 事業者は、第93条第1項若しくは第2項の規定による合格部分の引渡し又は第95条第3項の規定による管理運営業務の引継ぎの完了と同時に、設計図書、完成図書(この契約が本施設の引渡し前に解除された場合にあつては、図面等は、事業者が既に作成を完了しているものに限る。)、解体業務又は本施設の建設に係る書類その他本施設の設計、建設及び管理運営に必要な一切の書類を市に引き渡さなければならない。

- 2 市は、前項の規定により引渡しを受けた書類について、既存汚泥焼却炉2号炉の解体、本施設の設計、建設、管理運営のために無償で使用(複製、頒布、改変及び翻案を含む。次項において同じ。)に供することができるものとする。
- 3 前項の場合において、事業者は、市による書類の使用が第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置を講じなければならない。